

令和6年度大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。）建設工事条件付一般競争入札
（事前審査型）に係る参加資格事前登録申請説明書「土木工事」

大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。）建設工事条件付一般競争入札(事前審査型)に係る災害時等施工能力事前審査登録「土木工事」を希望する者（以下「登録希望者」という。）は、以下の事項を熟知のうえ、災害時等施工能力事前審査登録申請書を提出しなければならない。

1 対象者及び対象工事

この事前登録の対象者は、次の要件に該当する者とする。

- ① 大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿中、「土木一式工事」及び「とび・土工・コンクリート工事」を業種登録し、両業種について有効な経営事項審査を受けている者（事業協同組合を含む。以下同じ。）で、「土木一式工事」の等級がB、C又はDに格付けされている者であること。
- ② 受注希望工種を「土木」としている者であること。
- ③ 別表による所管区域に大阪府建設工事競争入札参加資格審査申請において届け出ている大阪府と契約する営業所を有する登録業者で、建設業法上の主たる営業所の所在地が大阪府内にある者であること。

2 災害時等施工能力事前審査登録申請書の提出

- (1) 災害時等施工能力事前審査登録申請書（以下「申請書」という。）は、別紙様式第1号から第7号により作成すること。
- (2) 申請書の表紙には、登録希望者の「住所・商号又は名称・代表者名」を記入し、代表者印（契約書等に押印する使用印を含む。以下同じ。）を押印すること。ただし、本人（代表者）が署名する場合は、押印は不要とする。
- (3) 申請書（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを含む。）は、書面の持参もしくはオンライン申請により提出すること。なお、持参の場合、提出部数は1部とする。
※持参とオンライン申請の内容は同じです。いずれか1つの方法でしか申請できません。
- (4) 申請書の作成及び提出に要する費用は、登録希望者の負担とする。
- (5) 申請書の提出期間及び提出場所は、以下のとおりとする。

① 申請書提出期間

令和6年2月7日（水）から令和6年2月21日（水）
受付時間：平日の10:00～16:30 ※12時15分から13時の間を除く。

② 申請書提出場所

<持参の場合>

大阪府岸和田土木事務所 総務・契約課

※登録希望者は申請書の作成とともに、必要事項を記載した別紙様式第6号のwordファイルを添付し、岸和田土木事務所あてメール送信すること（PDF等で提出しないこと。）。（アドレス：kiशिwadamoboku@sbox.pref.osaka.lg.jp）

<オンライン申請の場合>

下記、行政オンラインシステムの手続き一覧（事業者向け）にて、「災害時等施工能力事前審査の登録」の手続きを選択し、大阪府岸和田土木事務所 総務・契約課宛てに申請すること。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>

※本手続きは、①の申請書提出期間中のみシステム上で選択・申請可能となります。

※登録希望者は、申請書も申請ページ内で指定された拡張子で、行政オンラインシステムにて添付すること。

※行政オンラインシステムに関しては以下をご確認ください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/digital_gyosei/online_shinsei/index.html

3 審査基準

2で提出された申請書に関する審査は、次の審査基準により行う。

- ① 事前審査の対象となる年度の大阪府建設工事競争入札参加資格者登録を有し、かつ、受注希望工種を「土木」としている者であること。
- ② 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1上欄に掲げる「土木一式工事」及び「とび・土工・コンクリート工事」に関する同法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者（主任技術者又は一般建設業の許可基準である営業所に設置する専任の技術者）を2名以上直接雇用していることを証明できる者であること。なお、事業協同組合及び法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含むものとする。
- ③ 「土木一式工事」及び「とび・土工・コンクリート工事」について、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の審査基準日が事前登録の申請日の1年7ヶ月前に相当する日以後の日であること。
- ④ 下記に示すバックホウ及びダンプトラックを自社所有又は6ヶ月以上の長期賃貸借契約により事前審査の申請時にそれぞれ1台以上保有していることを証明できる者であること。なお、事業協同組合である場合においては当該事業協同組合名義で本基準を満たす者（賃貸人が当該事業協同組合の構成員である場合を含む。以下同じ。）であること。
 - (i) バックホウについては、以下の要件を満たすものであること。
 - ㊦ バケット容量が新JIS表示（JIS A8403-4：2012）で0.28 m³以上
 - (ii) ダンプトラックについては、以下のすべての要件を満たすものであること。
 - ㊦ 積載重量2 t 積み以上
 - ㊧ 自動車検査証の車体の形状欄が「ダンプ」で、荷台が着脱式でないこと
 - ㊨ 土砂等の運搬が禁止されていないこと（自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする。」という記載がないこと）

※平成28年度の募集から、ダンプトラックの要件を詳細に規定しています。ご不明な点があれば、申請書を提出する事務所の技術次長にお問い合わせください。
- ⑤ ④の重機のうち、バックホウについては大阪府都市整備部発行の「土木工事共通仕様書 第1編 第1章 第1節 総則 1-1-1-30 環境対策 6. 排出ガス対策型建設機械」に示す排出

ガス対策型建設機械の第1次基準以上を満たしていることを証明できる者であること。

- ⑥ ④の重機の運転資格者を有する者であること。
- ⑦ ④の重機を保管する場所を当該土木事務所管内に自社所有又は長期賃貸借契約による借地により保有していることを証明できる者であること。なお、事業協同組合である場合においては当該事業協同組合名義で本基準を満たす者であること。
- ⑧ 常用労働者を3名以上直接雇用していることを証明できる者であること。ただし、②の技術者に該当するとして申請した者を除く。
- ⑨ 災害時における応急対策に係る土木事務所からの要請に協力することを誓約している者であること。
- ⑩ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

4 審査結果の通知

2で提出された申請書の審査の結果については、申請書に記載しているメールアドレスあて電子メールで通知し、事前審査で適格とされた業者を認定業者とする。

5 審査結果に対する質問

4の審査結果について質問事項がある場合は、質問事項を記載した文書（以下「質問書」という。）を土木事務所に持参により提出すること。なお、質問書の提出期限は、審査結果の通知があった日の翌日から起算して10日後とする。

質問事項を記載した文書が提出されたときは、その文書の提出があった日の翌日から起算して7日以内に文書により回答する。

なお質問書の提出及び回答期間については、大阪府の休日に関する条例（平成元年大阪府条例第2号）第2条第1項に規定する府の休日は除く。

6 入札参加資格事前登録の有効期間

入札参加資格事前登録の有効期間は、以下のとおりとする。

有効期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
------	--------------------

7 入札実施のお知らせ

発注事務所は、条件付一般競争入札（事前審査型）及び本登録を参加要件とする電子入札による条件付一般競争入札により建設工事を発注する場合、当該工事の資格要件を満たす全ての認定業者に対し、入札参加者の募集に係るお知らせを別紙様式第6号に記載するメールアドレスあて電子メールにより通知するものとする。

8 その他の留意事項

- (1) 認定業者は、6の有効期限までに、1に規定する要件に該当しなくなった場合及び2

で提出した申請書に記載する項目（所在地・名称等を含む。）について変更した場合、別紙様式第8号により土木事務所長に速やかに変更を申し出なければならない。

- (2) 次に掲げるいずれかに該当する場合、4の認定を取り消す。
- ① 認定業者が大阪府の発注する建設工事において不適切な行為を行ったとき
 - ② 2で提出した申請書に虚偽の記載があったとき
 - ③ 入札参加資格審査申請において届け出ている大阪府と契約する営業所の所在地を当該土木事務所管内から管外へ移したとき
 - ④ 1に規定する要件に該当しなくなったとき、又は3に規定する審査基準を満たさなくなったとき
- (3) 提出された申請書は、返却しない。
- (4) 必要に応じて申請者に対し、別途資料の請求及びヒアリングを行うことがある。
- (5) 取得した個人情報は、技術者等の照合・確認以外には使用しないものとする。

	事務所名（担当課）	所在地・電話番号
問合せ先	大阪府	〒596-0076
	岸和田土木事務所 総務・契約課	岸和田市野田町3丁目13番2号 電話番号 072-439-3601（代表）